

○大府市在日外国人福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本に在留する外国人で、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第36号）による改正後の年金制度により、国民年金の給付を受けることができないものに対して在日外国人高齢者福祉給付金及び在日外国人重度障がい者福祉給付金（以下「福祉給付金」と総称する。）を支給することにより、当該外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第2条 この要綱により在日外国人高齢者福祉給付金の支給を受けることができる者は、日本国籍を有しない者又は国籍法（昭和25年法律第147号）第4条の規定に基づき日本の国籍を取得した者（以下「外国人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて備えるものとする。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた70歳以上の者であること。
- (2) 昭和57年1月1日前から引き続き住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録をいう。以下同じ。）をされていること。
- (3) 本市に引き続き1年以上居住し、本市に住民登録をされていること。
- (4) 厚生年金その他の公的年金等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受給していないこと。

2 この要綱により在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給を受けることができる者は、外国人等で、次に掲げる要件をすべて備えるものとする。

- (1) 昭和37年1月1日以前に生まれた者であること。
- (2) 昭和57年1月1日前から引き続き住民登録をされていること。
- (3) 本市に引き続き1年以上居住し、本市に住民登録をされていること。
- (4) 重度障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級及び2級に該当するもの並びに知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者でAと判定されたものをいう。）であること。
- (5) 当該障がいの発生原因になった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和57年1月1日前であること。
- (6) 厚生年金その他の公的年金等を受給していないこと。

3 前項の規定により在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給を受けることができる者は、第1項に規定する支給要件に該当する場合においても、在日外国人高齢者福祉給付金の支給を受けることができない。

(福祉給付金の額)

第3条 福祉給付金の額は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	月 額
在日外国人高齢者福祉給付金	10,000円
在日外国人重度障がい者福祉給付金	20,000円

(申請及び審査)

第4条 第2条に規定する支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、福祉給付金の支給を受けようとするときは、大府市在日外国人福祉給付金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

- (1) 所得証明書
- (2) 外国人登録証明書の写し、在留カード又は特別永住者証明書（有効期間のあるものは、その有効期間内のものに限る。）
- (3) 重度障がい者にあつては、身体障害者手帳又は療育手帳
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに審査を行い、福祉給付金の支給の可否を決定し、大府市在日外国人福祉給付金認定・却下通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(福祉給付金の支給)

第5条 福祉給付金は、前条第2項の規定による支給の決定を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）に対し、同条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 2 受給者が死亡したときは、当該受給者が受けるべき福祉給付金については、その遺族（遺族がないときは、葬祭を行う者とする。）の代表者に支給する。
- 3 福祉給付金は、3月及び9月の2期に、それぞれその月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた福祉給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の福祉給付金は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

(失権)

第6条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その権利を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する支給要件を欠いたとき。
- 2 受給者又はその扶養親族は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、大府市在日外国人福祉給付金受給資格喪失届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、受給者が福祉給付金の受給資格を喪失したときは、大府市在日外国人福祉給付金受給資格喪失通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(支給停止)

第7条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該期間中、福祉給付

金の支給を停止する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所しているとき。
- (2) 身体障害者福祉法第18条に規定する障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置を受けているとき。
- (3) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号又は3号に規定する障害者支援施設等への入所等の措置を受けているとき。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

2 市長は、受給者の前年の所得（1月から7月までの月分の福祉給付金については、前々年度の所得とする。）が次に掲げる額を超えるときは、その年の8月分から翌年の7月分まで、福祉給付金の支給を停止する。

- (1) 在日外国人高齢者福祉給付金にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給停止に関する規定により、その給付の金額が支給停止を受けることとなる額
- (2) 在日外国人重度障がい者福祉給付金にあつては、国民年金法施行令第5条の4に規定する額

3 前項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第4項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条第6項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

4 市長は、第1項又は第2項に規定する福祉給付金の支給を停止する事由が生じたと認めるときは、大府市在日外国人福祉給付金支給停止通知書（第5号様式）により受給者に通知するものとする。

5 市長は、支給を停止した福祉給付金につき、支給を停止する事由が消滅したと認めるときは、大府市在日外国人福祉給付金支給停止解除通知書（第6号様式）により受給者に通知するものとする。

（住所変更等の届出）

第8条 受給者は、その住所、氏名又は福祉給付金の支払を受ける金融機関を変更したときは、大府市在日外国人福祉給付金変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、毎年6月11日から7月10日までの間に、前年の所得証明書を市長に提出しなければならない。

(受給権の保護)

第9条 福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(福祉給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正な行為により福祉給付金の支給を受けた者がいるときは、その者から支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定により福祉給付金の支給を受けようとする者が、平成7年6月30日までに市長に申請し、支給の決定を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同年4月分の福祉給付金から支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。